

衛生環境激変対策特別貸付の概要

目的等

感染症又は食中毒の発生による衛生環境の激変に起因して、一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に著しい支障をきたしている生活衛生関係営業者の経営の安定を図るための特別の貸付制度。

制度の概要

- 1 貸付対象者：新型コロナウイルス感染症により影響を受けた飲食店営業者、喫茶店営業者及び旅館業を営む者
- 2 資金使途：経営を安定させるために必要な運転資金
- 3 貸付限度額：飲食店営業及び喫茶店営業は別枠1,000万円、旅館業は別枠3,000万円
- 4 貸付期間：7年以内
- 5 据置期間：2年以内
- 6 貸付利率：基準利率(ただし、振興計画に基づく事業を実施している者については、基準利率－0.9%)
※ 担保等の変動あり。(令和2年2月3日現在、基準利率1.91%)
- 7 取扱期間：令和2年2月21日から令和2年8月31日まで

【過去の衛生環境激変対策特別貸付の発動実績】

OBSE(牛海綿状脳症)関連

・実施期間：平成13年10月
～14年10月
・貸付実績：件数 1,714件
金額 10,719百万円

OSARS(重症急性呼吸器症候群)関連

・実施期間：平成15年6月～12月
・貸付実績：件数 26件
金額 193百万円

○鳥インフルエンザ関連

・実施期間：平成16年3月
～9月
・貸付実績：件数 140件
金額 822百万円

○新型インフルエンザ関連

実施期間：平成21年7月
～12月
貸付実績：件数 199件
金額 2,135百万円

○口蹄疫関連

実施期間：平成22年8月
～23年2月
貸付実績：件数 19件
金額 88百万円

(※)衛生環境激変対策特別貸付は、日常的に実施される貸付制度ではなく、感染症等の発生による衛生環境の激変に伴い、生活衛生関係営業者の経営に対する影響がある場合に、厚生労働省及び財務省の指示を受けて発動される。